

奈良中央信用金庫と天理大学との包括連携に関する協定書

奈良中央信用金庫（以下「甲」という。）及び天理大学（以下「乙」という。）は、相互の協力・連携を円滑にするために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地方創生のための産学金の枠を超えた情報交換等の分野にかかる連携を強化し、県内産業の一層の活性化及び相互発展に貢献するとともに、地域・社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、両者が有する人的・知的資源、ノウハウや企業情報等を結びつけることにより、次の各号に定める事項について、互いに連携・協力するものとする。

- （1）地域経済活性化に関する事項
- （2）共同研究等の産学金連携に関する事項
- （3）連携プロジェクトの推進に関する事項
- （4）セミナー開催等の人材育成に関する事項
- （5）相互の人材の交流に関する事項
- （6）学生のキャリア形成支援に関する事項
- （7）その他両者が協議して必要と認める事項

（協議）

第3条 本協定の実施に関する具体的な事項については、甲及び乙の両者が協議して定めるものとし、協力・連携に関する窓口をそれぞれ設置し、相互に協議・情報交換等を定期的に行う。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た情報を、本協定の目的以外のために使用し、協定期間中及び協定期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏らしてはならない。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定の締結日から令和5年3月31日までの間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲及び乙のいずれからも協定廃止の申入れがない場合は、1年間有効期間を延長する。なお、その後の有効期間満了時においても同様とする。

（細則）

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、又は本協定に定めない事項について必要があるときは、甲及び乙の両者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年4月28日

奈良中央信用金庫
理事長

高田 知彦

天理大学
学長

永尾 友昭